

日刊 動労千葉

82.11.24
No. 1202

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二九三五六・(公衆)三三三二七・七〇七

57.11 争闘改訂ダイ

動労本部が革マルの裏切りを暴露断罪する

前号にひきつづき、「五七・一一ダイ改」闘争における動労「本部」革マルの裏切りを暴露する。動労「本部」革マルの裏切りの第二として、動労「本部」が鉄労、全施労とともに当局と結んだ「五七・一一ダイ改」の実施に伴う労働条件に関する協定の反動的な内容について明らかにしている。



臨調・当局の先兵として純化した

動労「本部」革マル

今日まで、国鉄当局は臨調基本答申に基づき、緊急十一項目の一方的実施を強行してきている。「五七・一一合理化」の強行はもとより、協定締結においても、従来の「労働条件の維持・改善をはかる」や「必要な要員は確保する」などは削られ、当局の論理をおしつける協定を強要してきた。

協定文中、「国鉄のおかれた状況を認識し」などは、臨調答申を労使で認めあい、合理化に全面的に協力する宣言以外のなものでもないではないか。

さらに、「これまでの事前協議、団交の経緯を尊重し……円滑な実施をはかる」にいたっては、今日まで乗車証廃止、現協制度改悪、新採ストップ、ブルトレ手当剥奪など、労働組合を無視し、強行実施してきている当局の反動姿勢に抗議するのではなく、逆に労使協調路線により、「既得権剥奪」や「合理化」に協力し、国鉄労働者売り渡すことを約束しているのである。

これでは、太田職員局長に「こんにちまでの交渉経過に心より敬意を表したい」(動労「本部」電話連絡一三〇号)とほめられて当然である。

裏切りの第三

「国労や動労千葉にも同じ協定でやれ」と条件つける

動労「本部」革マルの裏切りの第三は、当局と合理化に協力する労使協定の反動的協定を締結し、これを国労や動労千葉にも押しつけようと策動した事である。(もちろん我々はこれを粉砕した)。

動労「本部」革マルは、当局にひれふし、忠誠を誓ったうえで、「国労要求に上積みなどが出されるようなことがあれば、当局に対し重大な決意でのぞむ」(動労「本部」電話連絡一三二号)と、国労や動労千葉にも同じ協定を締結することを条件づけたのである。[下段資料参照] こんな反労働者の行為をどうして許せようか。

二年前の「乗務員運用合理化」を中心とする「五五・一〇ダイ改」闘争においても、動労「本部」革マルは「協定以外の要員はき出し」論なる「大胆な妥協路線」により、いち早く妥結し、裏切ったばかりか、「千葉局の同時実施」を条件づけ、動労千葉の闘いを売り渡すという犯罪行為を働いた。

当局は動労「本部」との「確認」をタテに強行実施を策動したが、動労千葉の全組織をあげた闘いにより革マルの敵対をはねのけ、「ダイ改」を十二月二二日までひきのばすとともに十職の定数三十獲得、新規採用の前進、外周区の千葉ターミナル化など大きな成果をかちとったのである。

これに対し、動労「本部」革マル分子が、「約束がらがう」と当局に当りちらしたことは記憶に新しいことである。

動労「本部」革マルは動労千葉の八一・三ジエットストに対し、「スト反対」をわめきスト破りを行ったが、「五七・一一」においても国労ストに「反対」を呼び、スト圧殺を策動した。

次号では、動労「本部」革マルの裏切りの第四として、この事実を明らかにする。

(続く)

電話連絡 第 132 号	発信責任者
1982年 11月 12日	組織部

国労の57.11ダイ改問題をめぐる動向と当面の対処方について

(※…前部=略)

II. 国鉄当局の動向について

(1) 当局は国労の総裁による陳謝などの要求に対し、当局としてのスツ論を通す姿勢であり、同時に動労が締結した協定以上の内容を国労に提示することはできないとの立場のなかで、いわゆるトップ交渉に応じてもよいとの働きかけを国労側に行っているようである。動労としてはこの間の交渉の経緯および締結の内容からして、国労要求に上積みなどが出されるようなことがあれば、当局に対し、重大な決意でのぞむことは言うまでもない。

(※…後部=略)

資料

動労「本部」が各地本に送った電話電送連絡
カ一三三号(抜粋)

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ!